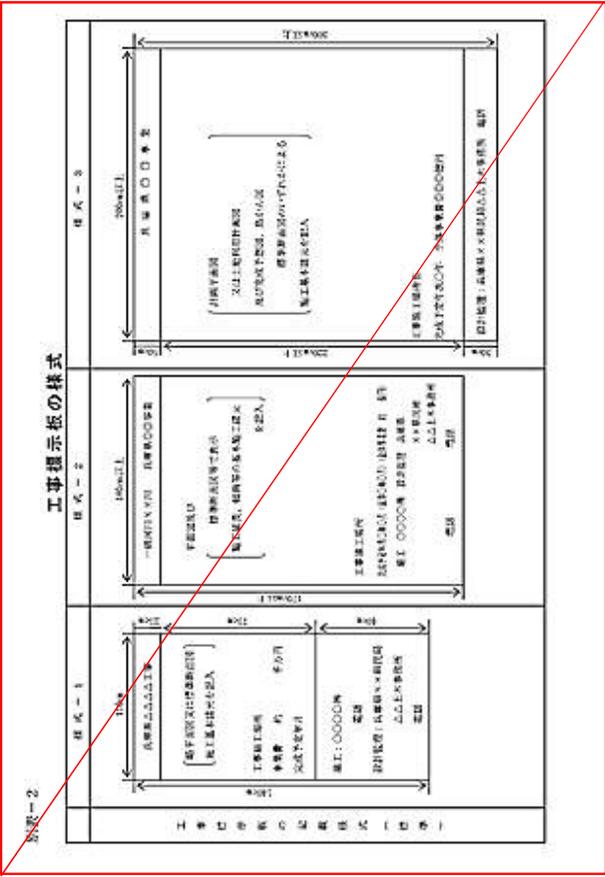
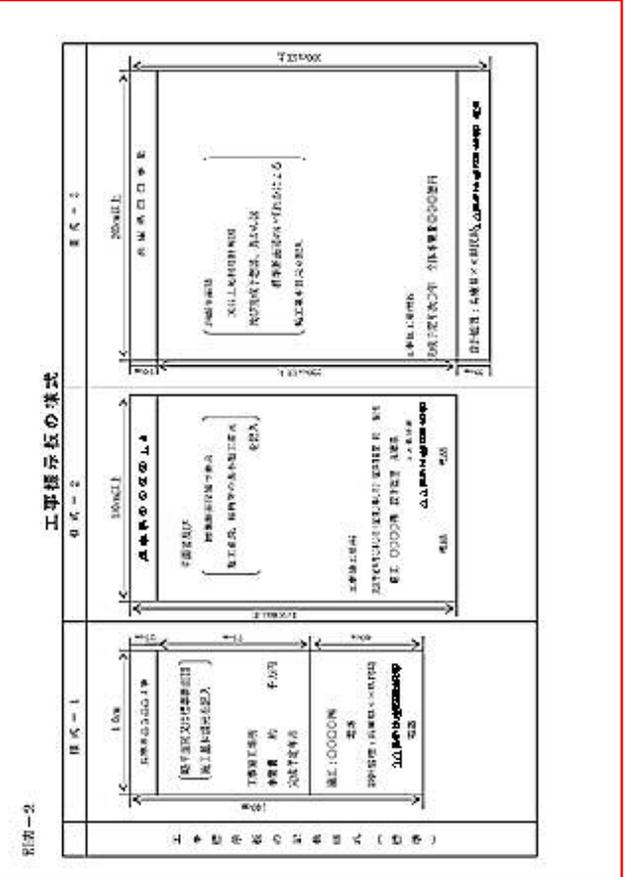


新旧対照表 (R02.7.1改定予定) (案)

条項番号	改正前	改正後																																														
第2条 用語の定義	9「検査員」とは、契約書の規定に基づき、(以下略)	9「検査員」とは、契約書第31条の規定に基づき、(以下略)																																														
第3条 その他(週休2日制度)	10「中間検査」とは、検査員が契約書第31条第2項の規定に基づき、(以下略)	10「中間検査」とは、検査員が契約書第31条の2の規定に基づき、(以下略)																																														
	<p>&lt; 労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正 &gt; . .</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補正係数</th> <th colspan="3">現場開所の達成状況</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上 (100%)</th> <th>4週7休以上、 4週8休未満 (87.5~100%)</th> <th>4週6休以上、 4週7休未満 (75~87.5%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.02</td> </tr> </tbody> </table>	補正係数	現場開所の達成状況			4週8休以上 (100%)	4週7休以上、 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上、 4週7休未満 (75~87.5%)	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費率	1.04	1.03	1.01	現場管理費率	1.05	1.04	1.02	<p>&lt; 労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正 &gt; . .</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補正係数</th> <th colspan="3">現場開所の達成状況</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上 (100%)</th> <th>4週7休以上、 4週8休未満 (87.5~100%)</th> <th>4週6休以上、 4週7休未満 (75~87.5%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>	補正係数	現場開所の達成状況			4週8休以上 (100%)	4週7休以上、 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上、 4週7休未満 (75~87.5%)	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	現場管理費率	1.06	1.04	1.03
補正係数	現場開所の達成状況																																															
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上、 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上、 4週7休未満 (75~87.5%)																																													
労務費	1.05	1.03	1.01																																													
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01																																													
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01																																													
現場管理費率	1.05	1.04	1.02																																													
補正係数	現場開所の達成状況																																															
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上、 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上、 4週7休未満 (75~87.5%)																																													
労務費	1.05	1.03	1.01																																													
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01																																													
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02																																													
現場管理費率	1.06	1.04	1.03																																													
第8条 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)について	<p>産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストについては林野仕様書の規定によるほか、以下の規定にも留意するものとする。</p> <p>なお、産業廃棄物管理票による場合は、D票、E票の写しを監督員に提示しなければならない。ただし、E票の写しについては提示が工事完成後となってもやむを得ない。</p>	<p>産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストについては林野仕様書の規定によるほか、以下の規定にも留意するものとする。</p> <p>なお、産業廃棄物管理票による場合は、D票、E票の原本又は写しを監督員に提示しなければならない。ただし、E票については提示が工事完成後となってもやむを得ない。</p>																																														
第9条 建設副産物	5 建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外)の処分(当初、現場外処分なし)	5 建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外)の処分																																														
##第19条##	<p>第19条 交通誘導員の資格等(交通誘導員配置の工事)</p> <p>交通誘導員の資格等(交通誘導員配置の工事)については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。</p> <p>○検定合格者を配置する工事(交通誘導員の有資格)</p> <p>1 本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号)等に基づき、交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を規制箇所毎に1名以上配置することとする。</p> <p>2 受注者は、配置した交通誘導警備検定合格者の検定合格証(写し)を監督員に提出するものとする。</p> <p>なお、交通誘導員A、Bの定義は次のとおり。</p> <p>交通誘導員A： 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう)で、交通誘導業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員</p> <p>交通誘導員B： 警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの</p>	<p>第19条 交通誘導警備員の資格等(交通誘導警備員配置の工事)</p> <p>交通誘導警備員の資格等(交通誘導警備員配置の工事)については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。</p> <p>○検定合格者を配置する工事(交通誘導警備員の有資格)</p> <p>1 本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号)等に基づき、交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を規制箇所毎に1名以上配置することとする。</p> <p>2 受注者は、配置した交通誘導警備検定合格者の検定合格証(写し)を監督員に提出するものとする。</p> <p>なお、交通誘導警備員A、Bの定義は次のとおり。</p> <p>交通誘導警備員A： 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員</p> <p>交通誘導警備員B： 警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの</p>																																														

新旧対照表(R02.7.1改定予定)(案)

条項番号	改正前	改正後
第23条 電子納品	2 各種成果表は、WORD、EXCELまたはTEXT形式で、図面のCADデータはJW_CAD (for Windows) とし、DXFまたはJWW形式で (以下略)	2 各種成果表は、WORD、EXCELまたはTEXT形式で、図面のCADデータはJW_CAD (for Windows) とし、DXF、_SFCまたはJWW形式で (以下略)
第26条 工事歴板、工事標柱等	治山、林道等工事現場における標示板設置基準 (実施方法) 第2 治山課、及び林務課の事務を (以下略)	治山、林道等工事現場における標示板設置基準 (実施方法) 第2 治山課及び林務課の事務を (以下略)
	 <p>工事標柱の規格 規格一-1 規格一-2 規格一-3</p>	 <p>工事標柱の規格 規格一-1 規格一-2 規格一-3</p> <p>※1 一級河川××川 兵庫県○○事業 →兵庫県○○○○工事 2. △△土木事務所→△△農林(水産)振興事務所 (治山、林道工事で用いる用例に変更)</p>

新旧対照表(R02.7.1改定予定)(案)

条項番号	改正前	改正後
第32条 セメントコンクリート製品	<p>5 認定品の使用について</p> <p>(1) 工事において、下記の製品を使用する場合には…</p> <p>○対象とする製品</p> <p>⑥ プレキャスト街渠</p>	<p>5 認定品の使用について</p> <p>(1) 工事において、下記の製品を使用する場合には…</p> <p>○対象とする製品</p> <p>⑥ プレキャスト街きよ</p>
第38条 基礎工	<p>2 切込砂利基礎</p> <p>切込み砂利基礎は、材料敷均し後、<u>タンパー</u>等をもって十分締固め、不陸のないよう…。</p>	<p>2 切込砂利基礎</p> <p>切込み砂利基礎は、材料敷均し後、<u>タンバ</u>等をもって十分締固め、不陸のないよう…。</p>
第46条 コンクリート工	<p>(レディーミクストコンクリート)</p> <p>1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場 (<u>工業標準化法の一部を改正する法律</u> (以下略))</p> <p>(施工)</p> <p>1 一般</p> <p>(1) シュート</p> <p>やむを得ず斜めシュートを用いる場合は、シュートは、全長にわたってほぼ様な傾きをもち、その傾きは、コンクリートが材料の分離を起こさないようなものでなければならない。</p> <p>またシュートの下端とコンクリートの打込み面との<u>距離</u>は、1.5m以下とし、シュートの吐き口には漏斗管をつけなければならない。</p> <p>7 締固め</p> <p>(2) 振動の程度は、コンクリートの<u>体積の減少</u>や<u>空気泡</u>が (以下略)</p> <p>(3) <u>突固めを行う場合の一層の高さは、硬練りの場合(おおむねスランプ5cm未満)は、15cm以下、軟練りの場合(おおむねスランプ5cm以上)は30cm以下を標準とする。</u></p> <p>8 養生</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p>	<p>(レディーミクストコンクリート)</p> <p>1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場 (<u>産業標準化法の一部を改正する法律</u> (以下略))</p> <p>(施工)</p> <p>1 一般</p> <p>(1) シュート</p> <p>やむを得ず斜めシュートを用いる場合は、シュートは、全長にわたってほぼ様な傾きをもち、その傾きは、コンクリートが材料の分離を起こさないようなものでなければならない。</p> <p>またシュートの下端とコンクリートの打込み面との<u>自由落下高さ</u>は、1.5m以下とし、シュートの吐き口には漏斗管をつけなければならない。</p> <p>7 締固め</p> <p>(2) 振動の程度は、コンクリート体積の減少や空気泡が (以下略)</p> <p>(削除)</p> <p>8 養生</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、<u>その部位に応じた適切な方法により</u>養生しなければならない。</p>

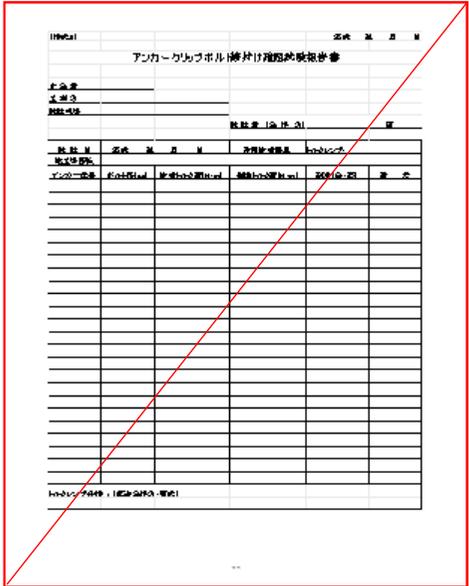
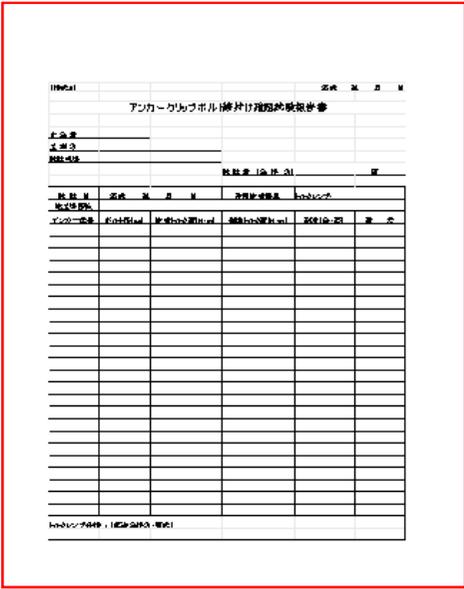
新旧対照表(R02.7.1改定予定)(案)

条項番号	改正前	改正後
<p>第54条 治山ダム工</p> <p>第55条 護岸及び水制工</p> <p>第57条 山腹工</p>	<p>(通則)</p> <p>4 間詰及び袖かくし</p> <p>(護岸工)</p> <p>4伸縮継目 延長の長いコンクリート、または練石積護岸工は、設計図書で定める場合を除き、原則として10～15m程度ごとに伸縮目地を設けるものとする。</p> <p>(通則)</p> <p>1 一般</p> <p>(2) 法切工と土留工、埋設工、暗渠工等の施工順序は、原則として最初の崩落崖や転石等の・・・</p> <p>2工種 山腹工の標準的な工種は次のとおりとする。</p> <p>(1) 山腹基礎工 ①法切工②土留工③埋設工④水路工⑤暗渠工⑥張工⑦・・・</p> <p>(暗渠工) 暗渠工は、地下水、浸透水を速やかに排除して、斜面地盤の・・・</p>	<p>(通則)</p> <p>4 間詰工及び袖かくし</p> <p>(護岸工)</p> <p>4伸縮目地 延長の長いコンクリート、または練石積護岸工は、設計図書で定める場合を除き、原則として10～15m程度ごとに伸縮目地を設けるものとする。</p> <p>(通則)</p> <p>1 一般</p> <p>(2) 法切工と土留工、埋設工、暗きょ工等の施工順序は、原則として最初の崩落崖や転石等の・・・</p> <p>2工種 山腹工の標準的な工種は次のとおりとする。</p> <p>(1) 山腹基礎工 ①法切工②土留工③埋設工④水路工⑤暗きょ工⑥張工⑦・・・</p> <p>(暗きょ工) 暗きょ工は、地下水、浸透水を速やかに排除して、斜面地盤の・・・</p>

新旧対照表 (R02.7.1改定予定) (案)

条項番号	改正前	改正後
第58条 固定工 (ロープネット工)		

新旧対照表 (R02.7.1改定予定) (案)

条項番号	改正前	改正後
第58条 固定工 (ロープネット工)		 <p style="text-align: right;">※元号の変更</p>
	